

## 子ども・子育て支援新制度（新保育制度）の法的問題

—「保育の利用」を中心に—

田 村 和 之

### はじめに

- ・複雑・難解を極める子ども・子育て支援関連3法
- ・統一性・整合性に欠けるところがある。
- ・そのため、地方自治体の行政現場に混乱が生じている。

### 1 このたびの保育制度改革のねらい—保育サービスの供給と利用の「自由化」

- ・「保育サービス」を保育所保育サービスに限定せずに拡大し（一定の規制をほどこす）、供給量の増大をはかる。
- ・保育サービス利用は、当事者（供給者と利用者）間の契約による（サービスの購入）  
利用費用=購入費を行政が助成（補助）する（施設型給付費、地域型保育給付費）。

### 2 改革を必要とする理由として言われたこと

2012年3月2日 少子化社会対策会議決定

「子ども・子育て新システムに関する基本制度」

「子ども・子育て新システム法案骨子」

（社会保障審議会少子化対策特別部会「第1次報告」2009.2.24）

「①利用者に対するサービス保障が弱く、また、②事業者の新規参入が行政の広い裁量に委ねられていることから、その範囲内において、より適正な判断を目指し、財政状況との兼合いから厳格にならざるを得ない等により、都市部を中心に待機児童が解消されておらず、真に選択が可能な状況に至っていない。」また、人口減少が進む地域において、統廃合を迫られ、地域の保育機能の維持が難しくなっている等、近年の社会環境の変化に対応しきれない現状がある。」

ア 利用保障の弱さ

当時の児童福祉法24条1項の「保育の実施」に、例外（ただし書）がある。

イ 認可の裁量性による新規参入の抑制

ウ 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

※的をいっているとは、とうてい言えない。

### 3 新保育制度の問題点

2012年3月 「新システム」法案 国会提出

2012年6月 「3党合意」による大幅な修正

2012年8月 子ども・子育て支援関連法（主なものは、子ども・子育て支援法、

改正児童福祉法、改正認定こども園法）成立、公布

2015 年 4 月 施行

(1) 2つの制度原理の併存、組み合わせ

- ・保育サービスの供給・利用の「自由」化
- ・市町村による保育所保育サービス供給の独占（市町村による保育の実施）

※複雑・難解、不統一・不整合、矛盾

(2) 保育サービス供給の「自由」化

- ・供給主体の拡大ー幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

保育所ー設置主体の制限なし（児童福祉法 35 条 4 項。従前と同じ。ただし「利用定員 20 人以上」）

地域型保育事業者ー事業主体の規制なし（児童福祉法 34 条 2 項）（新設） ただし、無認可保育施設は、これまでと同じ扱い（事業禁止はしていない）。

幼保連携型認定こども園ー国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみが設置できる（認定こども園法 12 条）（新設）

- ・「保育事業」参入の「自由」化としての「指定制」は導入されたか？

保育所ー認可制（児童福祉法 35 条 4 項）

地域型保育事業ー認可制（児童福祉法 34 条の 15 第 2 項）

幼保連携型認定こども園ー認可制（認定こども園法 17 条）

※いずれの規定も「認可するものとする」（児童福祉法 35 条 8 項本文）（同法 34 条の 15 第 5 項本文）（認定こども園法 17 条 6 項本文）と定める。ただし、各条項のただし書に「認可しないことができる」場合（裁量の余地あり）を定める。

(3) 保育サービス利用の「自由」化ー保育所の利用を除く

当事者（供給者と利用者）間の契約による利用（サービスの購入）とし、利用費用＝購入費を地方自治体が助成（補助）する。

ア幼保連携型認定こども園ー保護者に施設型給付費を支給（子ども・子育て支援法 27 条）

イ地域型保育事業ー保護者に地域型保育給付費を支給（子ども・子育て支援法 29 条）

ウ利用料（保育料）は契約により決められる（法令に利用料決定・徴収の根拠規定は定められていない）。

(4) 市町村による保育所保育サービスの供給（児童福祉法 24 条 1 項）

- ・この規定は、市町村による保育所保育の実施（保育の実施）の根拠規定である（この限りでは従前と同じ。従前のただし書は削除）。保育所保育の実施は、市町村が「独占的に」行う仕組みである（「公的責任による保育（給付）」などと言われてきた）。

・(関連して) 子ども・子育て支援法附則 6 条の意味

附則 6 条 (保育所に係る委託費の支払等)

第 1 項「市町村は、児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設 (都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。) から特定教育・保育 (保育に限る。…) を受けた場合については、当該特定教育・保育 (保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において同じ。) に要した費用について、…… (いわゆる公定価格(筆者による補充)) に相当する額……を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第 27 条の規定は適用しない。」(下線および太字は田村)

第 4 項 1 項の場合の、市町村長の保育料の徴収

第 1 項第 1 文は、市町村が特定保育所 (私立保育所) で児童福祉法 24 条 1 項により保育の実施を行う場合、委託費を支払う、という意味である。従前、明文規定はなかったが、私立保育所における保育は、市町村の委託によるものであり、委託に要する費用は委託者が支払うと理解されていた (委託費)。そうだとすれば、この規定は、特に新しいことを定めたものではない (念のために定められたものである)。

第 1 項第 2 文は、本文の場合 (市町村が委託費を支払う場合)、27 条は適用されないという意味である。

(これを素直に理解すれば、特定保育所は 27 条 1 項の「確認」の対象でないことになる。換言すれば、特定保育所は特定教育・保育施設でないことになり、子ども・子育て支援法の特定教育・保育施設に関する規定は特定保育所には適用されないことになる。→立法の瑕疵?)

## 4 新保育制度 (子ども・子育て支援関連法) の運用

### (1) 法律上の「保育の利用」の要件、手続きなど

#### ①保育所

児童福祉法 24 条 1 項 「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所 (認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを除く。) において保育しなければならない。」(下線、太字は田村)

・市町村は「保育を必要とする場合」児童を保育所 (認定こども園を除く) で保育しなければならない。

旧 24 条に定められていた、申込み (1 項)、保育所の選択 (2 項)、選考 (3 項) は定められていない。これらの手続きは、保育所利用という事柄の性質からみて、当然行われる (異論はない)。

・旧 1 項ただし書は市町村の「適切な保護」義務を定めていたが、削除された。

・「保育を必要とする場合」は、子ども・子育て支援法の定めるところによる。

→子ども・子育て支援法 19 条 1 項 2 号、同法施行規則 1 条

- ・保育の必要性の認定 →子ども・子育て支援法 20 条 1 項、3 項（保育必要量の認定）、その申請につき同法施行規則 2 条

## ②幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

これらの利用については、法律上、規定は存在しない。

つまりは、当事者間の合意（契約）による。

→適正な契約締結のために、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」条例などの定めによる規制がある。

## ③市町村による利用の調整、利用の要請

児童福祉法 24 条 3 項（73 条 1 項による読替後）

- ・市町村は、保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園を含む）、地域型保育事業の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者または地域型保育事業者に利用の要請を行う。

- ・利用調整を受けることは保護者の義務か？

調整、要請は行政指導ではないか。

## ④待機児童が発生する理由－法律論的にいうと

- ・絶対的にサービス（原物給付）の供給量が不足している場合は

児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育所保育義務の範囲は？

- ・これと対比して、金銭サービスの場合は

## (2) 市町村行政にみられる保育の利用の手順

→ イメージ図

- ・内閣府によれば、保護者は、市町村に対し、保育の必要性の認定と「保育利用希望」の申込みを同時に行う。

しかし、保育所以外の「保育利用希望」を市町村に対して行う規定は定められていない。

しかも、調整は一種の行政指導でしかない（拘束力はない）。

- ・市町村行政の実際

「保育の必要性の認定申請」とすべての「保育利用申込み」を市町村に提出させ、認定と調整を行い、すべての利用決定を行っているようである。しかし、市町村が決定できるのは、法律上は、公私立保育所の入所・利用と保育必要性の認定だけである。

- ・市町村行政が行っていること → 従前と同じように、市町村がすべての「保育の実施」を決定している。

だが、これは現行法の「保育の利用」の仕組みとは異なっている。

## (3) 保育料（利用料）

### ①法律の仕組み

- ・公立保育所 児童福祉法には保育料決定・徴収の根拠規定は定められていない。  
従前の児童福祉法 56 条 3 項は削除されている。  
地方自治法上の公の施設の使用料である（同法 225 条、228 条など）。
- ・私立保育所 子ども・子育て支援法附則 6 条 4 項―改正前の児童福祉法 56 条 3 項と同じ。
- ・児童福祉法 24 条 1 項に基づく保育所利用でありながら、公立保育所と私立保育所とで、保育料（利用料）の賦課・徴収の根拠・仕組みが異なる（という変な法状況）。
- ・保育所以外の幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の保育料（利用料）  
当事者間の契約による（実際には、事業者が定め、利用者はこれを受諾する）。

## ②内閣府の説明

「自治体向けFAQ（第13版）」31 頁・40 頁（2016 年 5 月、内閣府ウェブサイト）

### ・公立保育所保育料について

問「①公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。（略）

また、公立施設の利用者負担額の規定方法としては、公の施設の使用料として設定することとされていますが、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、具体的にはどのように規定すれば良いでしょうか。」

答「公立施設の利用者負担額については、②公の施設の使用料に該当するため、③条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、④金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。

⑤公立施設の利用者負担額の規定方法としては、法体系上は公定価格の額を基に使用料として定めたうえで、その弁済に、給付費の法定代理受領及び保護者負担を充てることが整合的です。（以下 略）」（以上、数字と下線は田村）

### ・私立施設の保育料について

問「私立施設の利用者負担の徴収根拠は何で規定されているのでしょうか。また、私立施設の利用者負担額は、規則で定めることは可能ですか。」

答「私立保育所の利用者負担の徴収根拠は、子ども・子育て支援法附則第 6 条 4 項に規定があり、それ以外の私立施設については、施設と保護者との直接契約になるため法で特段の規定はしていません。

また、私立施設の利用者負担額については、第 27 条 3 項の規定により、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定めることとなっており、規則で定めることも可能です。」（下線は田村）

※後段の下線部は、無理な説明である。なぜこんな説明を示すのか？

## ③混乱する市町村の保育料賦課・徴収

#### (4) その他

##### ①新保育制度の適用を受けるか否か

- ・子ども・子育て支援法 27 条による市町村長の**確認**を受ける→新保育制度の適用下に入る。

- ・確認の申請（子ども・子育て支援法 31 条 1 項）—この規定は、すべての教育・保育施設の設置者に適用される。

- ・**確認**を受けるか受けないかは、教育・保育施設の設置者の選択に委ねられている。内閣府『事業者向けFAQ（第7版）』（2015年3月。内閣府ウェブサイト）2頁

Q「公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。」

A「(略) 市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。……」(下線は田村)

##### ②地域型保育事業の「募集」

「募集」はあり得ないのではないかな？

##### ③認可基準条例、確認基準条例

- ・なぜ2つの「基準」条例が必要なのか？

- ・コピペ方式条例、引用方式条例

#### (参考) この間に発表した、関連する拙論 (主なもの)

「保育所制度『改革』の論拠—『第1次報告(案)』の批判的検討」 『保育情報』2009年3月号

「『新システム』にみる保育制度構想への疑問」 『週刊社会保障』2648号(2011.10.10)

「子ども・子育て関連3法に関する若干の疑問」 『週刊社会保障』2757号(2013.12.23-30)

「このままで新保育制度は実施できるのか」 『賃金と社会保障』1618号(2014年9月下旬号)

「新保育制度の疑問点・問題点(上)(下)」 『賃金と社会保障』1628号・1629号(2015年2月下旬号・3月上旬号)

「新保育制度における保育所保育料制度」 『賃金と社会保障』1655号(2016年4月上旬号)

「保育関係の区市町村条例・規則について」(不定期連載中)

第1回「東京都世田谷区」 『保育情報』2016年5月号

第2回「東京都港区」 『保育情報』2016年6月号

## 児童福祉法

### 第 24 条

1 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法 の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項 の認定を受けたもの及び同条第 9 項 の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第 2 条第 6 項 に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項 の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項 の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

（4 項以下 略）

### 第 73 条 1 項

第 24 条第 3 項の規定の適用については、当分の間、同項中「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園」とあるのは、「市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 読替え後の 24 条 3 項

市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

## 旧・児童福祉法 24 条 1 項

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児……の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

## 子ども・子育て支援法

### 第 19 条（支給要件）

1 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の利用について行う。

一 満 3 歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

二 満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 満 3 歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 （略）

### 第 20 条（市町村の認定等）

1 前条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 項、7 項 （略）

## 27 条（施設型給付費の支給）

1 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な 1 日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、1 月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、第 1 項の 1 日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第 1 号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 1 項の 1 日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第 1 号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第 72 条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 支給認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準及び第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 （略）

### 第31条（特定教育・保育施設の確認）

1 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2項、3項 （略）

### 附則第6条（保育所に係る委託費の支払等）

1 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。

2項、3項 （略）。

4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5項、6項 （略）

7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

8 （略）

## 地方自治法

### 第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

### 第228条1項（分担金等に関する規制及び罰則）

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

## 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

